



学校における特別支援教育 及び 就学までの流れ

岐阜市教育委員会
学校指導課 特別支援教育担当

今日の内容

- 1 特別支援教育とは
- 2 学校における特別支援教育の場
- 3 判定について
- 4 就学先決定までの流れ
- 5 望ましい就学先決定のために
- 6 Q&A



Ⅰ 特別支援教育とは

Ⅰ 特別支援教育とは

「特別支援教育」とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向け主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援教育の推進について（平成19年文部科学省通知）より

Ⅰ 特別支援教育とは

つまり・・・

発達に気がかりのある幼児児童生徒が、
一人一人に応じた支援・指導を受けることによって、
もっている力を最大限に伸ばし、
積極的に自立し社会参加できることをめざす



2 学校における特別支援教育の場

2 学校における特別支援教育の場

【小学校】

◆ 通常の学級

◆ 通級指導教室

(言語障がい、LD・ADHD等)

◆ 特別支援学級

(知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、難聴、病弱)

【特別支援学校】

(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱)

2 学校における特別支援教育の場

④ 特別支援学校

可能な限り自立し社会参加ができるよう、障がい
の状態や発達段階に応じた教育内容、方法により、
手厚く、きめ細やかな教育を行っています。

◆ 5つの障がい種に区分

視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・病弱

1クラス定員6人：担任2人

2 学校における特別支援教育の場

① 特別支援学校

◆視覚障がい

両眼の視力がおおむね**0.3未満**のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が**不可能又は著しく困難**な程度のものである。

→ 岐阜盲学校

◆聴覚障がい

両耳の聴力レベルがおおむね**60デシベル以上**のものの中、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが**不可能又は著しく困難**な程度のものである。

→ 岐阜聾学校

2 学校における特別支援教育の場

① 特別支援学校

◆ 肢体不自由

- ① 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が**不可能又は著しく困難なもの**。
- ② 上記の程度に達しないもののうち、**常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの**。



岐阜希望が丘特別支援学校（市内全域）（肢体）

★羽島特別支援学校（国道21号線以南）（知・肢・病）

★関特別支援学校（肢・病）

（三輪、藍川北、藍川東、藍川中校区）

★岐阜本巣特別支援学校（知・肢・病）

（岐阜羽島、関特支の通学区域以外）

2 学校における特別支援教育の場

① 特別支援学校

◆病弱

- ①慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が**継続して医療又は生活規制を必要とする**程度のもの
- ②身体虚弱の状態が**継続して生活規制を必要とする**程度のもの。

- ➡ **長良特別支援学校（市内全域）（病弱）**
- ★羽島特別支援学校（国道21号線以南）（知・肢・病）
 - ★関特別支援学校（肢・病）
（三輪、藍川北、藍川東、藍川中校区）
 - ★岐阜本巣特別支援学校（知・肢・病）
（岐阜羽島、関特支の通学区域以外）

2 学校における特別支援教育の場

① 特別支援学校

◆知的障がい

- ①知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに**頻繁に援助を必要とする**程度もの。
- ②上記の程度に達しないもののうち、社会生活への適応が**著しく困難**なもの。



岐阜市立岐阜特別支援学校（市内全域）（知的）

★羽島特別支援学校（国道21号線以南）（知・肢・病）

★中濃特別支援学校（知的）

（三輪、藍川北、藍川東、藍川中校区）

★岐阜本巣特別支援学校（知・肢・病）

（岐阜羽島、関特支の通学区域以外）

2 学校における特別支援教育の場

特別支援学校での学習内容

- 教科の学習
- 日常生活の指導
衣服の着脱、排せつ、食事など基本的な生活習慣の内容やあいさつ、時間を守るなど集団生活するうえでの内容について学習する。
- 生活単元学習
生活に密着した活動、季節や行事にかかわる活動を通して、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習する。
- 自立活動
障がいによる種々の困難を改善・克服し、自立し社会参加を養うための学習をする。

2 学校における特別支援教育の場

障がいに応じたカリキュラム

- 1 : 教科中心に学習をすすめる
(小学校に準ずる教育課程, 下学年適用)
- 2 : 合わせた指導 (「日常生活の指導」「生活単元学習」等を
中心に学習をすすめる → 次ページ例1)
- 3 : 「自立活動」を中心に学習をすすめる → 次ページ例2
- 4 : 教員が家庭や病院を訪問して、学習をすすめる
→訪問教育：病弱特別支援学校のみ

お子さんの状態に合わせ、学校と保護者が相談の上決定します。
お子さんの状態によっては、変わることもあります。(年度末)

2 学校における特別支援教育の場

<時間割例>

(例-1)

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導				
2	国語	生単	生単	算数	生単
3	図工	生単	特活	音楽	生単
4	日常生活の指導				
5	自立活動				
6		算数	自立	国語	

(例-2)

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導				
2	自立活動				
3	自立	自立	特活	自立	自立
4	日常生活の指導				
5	自立活動				
6		算数	自立	国語	

2 学校における特別支援教育の場

【小学校】

◆ 通常の学級

◆ 通級指導教室

(言語障がい、LD・ADHD等)

◆ 特別支援学級

(知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、難聴、病弱)

【特別支援学校】

(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱)

2 学校における特別支援教育の場

1クラス定員8人：担任1人

② 特別支援学級

障がいの状態や特性に配慮しながら、小学校に準じた教育を行います。
きめ細かな対応ができるように、少人数の編成がされています。
指導内容によっては、通常の学級の児童と一緒に学習することもあります。

◆知的障がい

- ・ 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活の適応が困難である程度のも

◆自閉症・情緒障がい

- ・ 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- ・ 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

2 学校における特別支援教育の場

◆ 肢体不自由

- ・ 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のももの

◆ 難聴

- ・ 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のももの

◆ 病弱

- ・ 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のももの
- ・ 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のももの

2 学校における特別支援教育の場

<R6年度 通級指導教室設置校>

	小学校			中学校
言語障がい	明郷小 (4) 長良小 (2) 柳津小			
LD・ADHD等	徹明さくら小 日野小 三里小 則武小 (2) 常磐小 黒野小 鶉小 (2) 市橋小 (2) 厚見小 (2) 早田小 三輪南小 長良東小 芥見東小 長森東小	華陽小 島小 鷺山小 長森南小 岩野田小 茜部小 (2) 西郷小 鏡島小 長良西小 (2) 合渡小 城西小 長森西小 岩野田北小 柳津小 (2)	★明郷小 ★加納西小 ★長森北小 ★七郷小 ★岩小 ★且格小	本荘中 長森中 加納中 岐北中 島中 草潤中 (2) ★精華中 ★岩野田中 ★厚見中 ★岐阜清流中 ★三輪中
			★巡回指導	

2 学校における特別支援教育の場

<特別支援学級の学習内容>

【知的障がい特別支援学級】

○教科の学習

一人ひとりの実態に応じた内容（下学年の内容も取り入れる）

○生活単元学習

自立的な生活に必要な事柄を体験的・総合的に学習する。
教科等を合わせた指導

○作業学習（中学校）

○自立活動

2 学校における特別支援教育の場

<特別支援学級の学習内容>

【自閉症・情緒障がい
難聴 肢体不自由 病弱 特別支援学級】

基本的には通常の学級のカリキュラムと同じ

○自立活動

障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を養う。

- ・心理的な安定
- ・人間関係の形成
- ・身体の動き
- ・コミュニケーション など

3 判定について

3 判定について

◆どんな判定があるの？

- ・ 特別支援学校（該当障害種）で指導することが望ましい
（視覚障がい 聴覚障がい 肢体不自由 病弱 知的障がい）

- ・ 特別支援学級（該当障害種）で指導することが望ましい
（知的障がい 自閉症・情緒障がい 肢体不自由 難聴 病弱）

- ・ 通級指導教室（該当障害種）に通級することが望ましい
（言語障がい LD・ADHD等）

- ・ 通常学級で留意して指導する

3 判定について

◆誰が

岐阜市教育支援委員会 30名

学識者、医療関係者、福祉関係者、行政関係者、
小・中・特別支援学校教員

◆いつ

個別の就学相談会（10月末～11月初→委員会:11月8日）

※夏の就学相談会（6月末→委員会:7月25日）

◆どのような方法で

「総合的判断」

- ・ お子さんの状態
- ・ 教育上必要な支援の内容
- ・ 専門家の意見
- ・ 本人、保護者の意見
- ・ 地域における教育体制整備の状況

4 就学先決定までの流れ

4 就学先決定までの流れ

岐阜市の特別支援教育

支援の場

特別支援学校
特別支援学校へ入学し、特別なサポートを受ける。一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を受ける。

- ・ 視覚障がい
- ・ 聴覚障がい
- ・ 知的障がい

通級指導教室
小学校の通常の学級に入学し、週に1回程度、特別な支援を受けながら学ぶ。

- ・ LD・ADHD等
- ・ 知的障がい

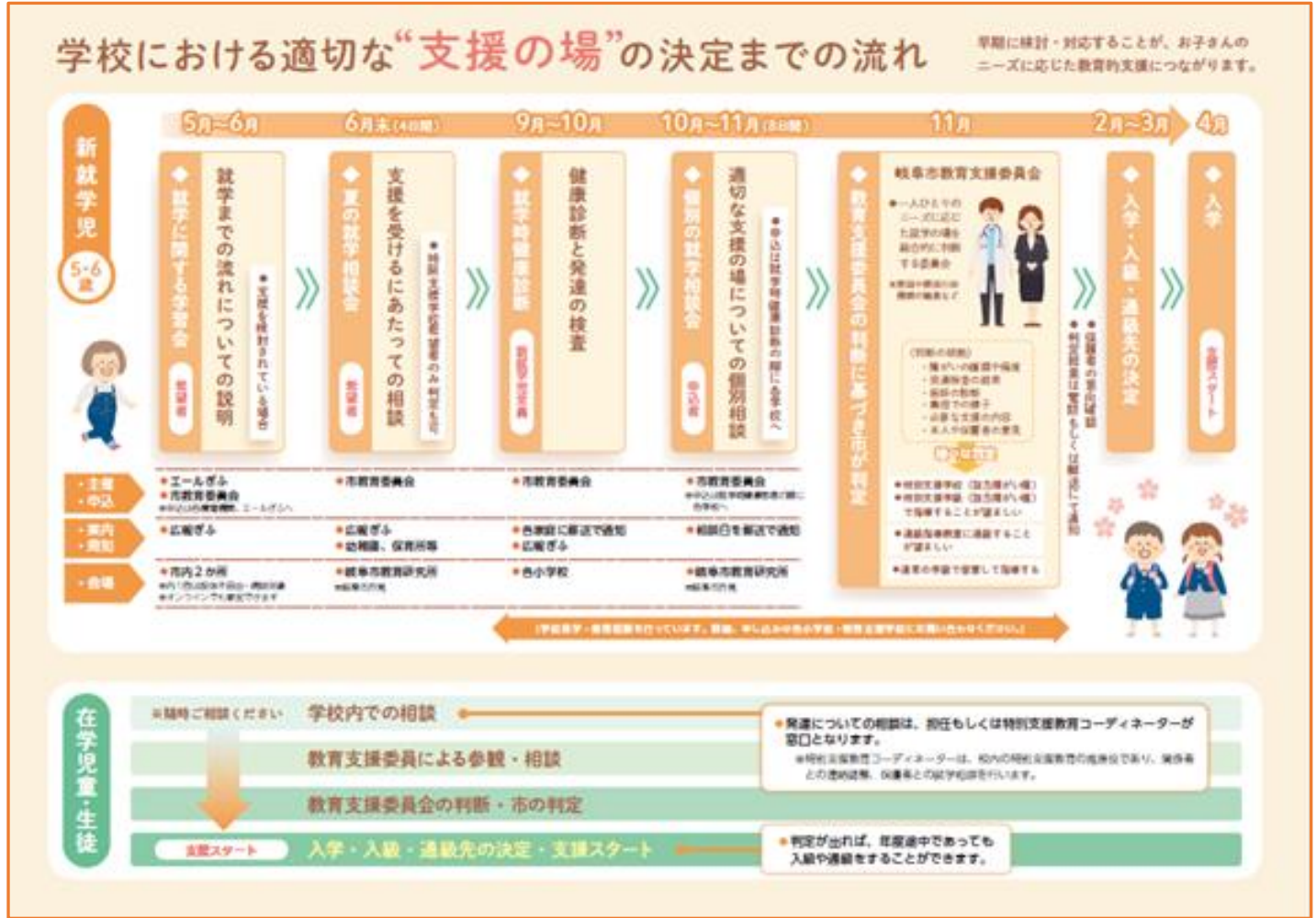
特別支援学級
小学校の通常の学級に入学し、特別な支援を受けながら学ぶ。一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を受ける。

- ・ 知的障がい
- ・ 聴覚障がい
- ・ 自閉性・情緒障がい
- ・ 発達障がい
- ・ 身体障がい

通常の学級
小学校の通常の学級に入学し、特別な支援を受けながら学ぶ。

一人ひとりのニーズに応じた教育的支援のために

岐阜市教育委員会



岐阜市教育委員会 特別支援教育のホームページ

4 就学先決定までの流れ

ここへ参加された方に対し、個別の就学相談会までに、希望に応じて、市教委担当者が園等の参観を行います。

◆ 夏の就学相談会

- ・ 期日 6月18日（火）19日（水）20日（木）21日（金）
- ・ 場所 岐阜市教育研究所
- ・ 対象 就学前の年長児
- ・ 内容
 - ◆ 説明会：特別支援学校、特別支学級、通級指導教室等の説明
全体説明後 1人15分程度の個別相談を実施
 - ◆ 判定会：特別支援学校への就学希望児のみ
親子で参加 1人50分程度
(その後の判定の変更はできません。)
- ・ 申込 岐阜市オンライン申請総合窓口サイトより保護者が各自で申込み
 - *各保育園・幼稚園・児童発達支援事業所等へ案内を送付
 - *学校指導課ホームページに掲載
 - *広報ぎふ（6月1日号）に掲載

4 就学先決定までの流れ

就学時健康診断の際に、各小学校へ就学相談会への参加の意思を伝える。

◆ 個別の就学相談会

- ・ 期日 10月22日～11月1日（8日間）
- ・ 場所 岐阜市教育研究所
- ・ 対象 4月から特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室での支援を希望する年長児
- ・ 目的 望ましい就学の場についての相談
- ・ 内容 発達検査、様子の観察、保護者との懇談（約1時間30分）
- ・ 申込 各小学校で実施される就学時健康診断にて、申し込みの案内用紙を配布します。
岐阜市オンライン申請総合窓口サイトより保護者が各自で申込み



就学相談会の後

「岐阜市教育支援委員会」にて審議し、判定を出します。

***この会に参加しないと4月から支援を受けることができません。**

5 望ましい就学先決定のために

5 望ましい就学先決定のために

就学先の学校と繋がる

実際の学校を見る > 人から話を聞く

- ・どんな支援が受けられるのか。
- ・どんな子どもたちが通っているのか。
- ・学校の雰囲気
- ・先生方の様子

など

< 学校見学会 >

- * 特別支援学校 … 6月～
- * 小学校 … 7月～9月

小学校の窓口は教頭先生です。

7月上旬までに各学校に連絡をしてください。

5 望ましい就学先決定のために

特別支援学校への就学を考える場合

- ・ 「特別支援学校」に就学する場合は、就学を希望する特別支援学校の教育相談を受ける必要があります。
- ・ 11月末には就学する学校を確定するため、それまでに教育相談を受けてください。
- ・ 特別支援学校により異なりますが、8～9月頃に教育相談を開始するところが多いです。10月～11月は込み合うようです。

5 望ましい就学先決定のために

特別支援学級・通級指導教室を希望する (視野に入れている) 場合

- ・ 学校見学会に参加してください。
各小学校に**7月上旬までに**申し込みをしてください。
(幼児支援教室に利用している方はエールぎふが取りま
とめて申し込みます。)
- ・ 居住地の小学校が、教育委員会に対して設置の申請を
7月末にします。そのために、**7月上旬までに**特別支援
学級や通級指導教室での支援を希望していること(視野
に入れていること)を**小学校に**伝えてください。
- ・ 具体的支援や配慮事項等については、是非学校と相談
してください。

5 望ましい就学先決定のために

就学に向けてのポイント！

- ・ お子さんの姿を知る。（現状、今後の成長の可能性）
- ・ 実際の学校（学級）を見学し、相談する。
- ・ お子さんにとって、どの教育の場が適切なのかを、様々な立場の方に相談しながら一緒に考える。
- ・ 判断は成長と共に変わる。
その時、その時、柔軟に考える。

6 Q & A

6 Q & A

Q 肢体不自由、病弱両方を併せ有している場合は？

自宅からの距離、医師の助言、必要とする医療的ケア、保護者の希望、先の見通しの内容等により判断する。

※両方の特別支援学校の「教育相談」を受け、検討する。

【確認事項】

昼間、呼吸器を使用している場合は、
基本的には「病弱特別支援学校」の判断

Q 子どもの成長に伴い、途中で学校を替わることはできる？

判断を替えること、学校を替わることは可能。
その際、岐阜市教育支援委員会で検討する。
転校は年度替わりが基本。

大切な一人ひとりの子どもたち

*必要な支援は？

*力を伸ばせる場は？

十分な相談をお願いします！

※不明な点、迷ったときは、市教委へ

